

令和5年度 第3回神栖市行政委員連絡協議会会議録

日 時 令和6年2月8日（木）
午後6時30分～午後7時02分
場 所 神栖市役所 4階 第二委員会室

■出席者

大竹行政委員，石井行政委員，工藤行政委員
田谷行政委員，藤代行政委員，佐藤行政委員（行政委員6名）
猿田課長，海老室長，古徳主査，小川係長（事務局4名）

■欠席者

荒沼行政委員，濱垣行政委員

■会議内容

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

（1）地区活動事例集（案）について

事務局から地区活動事例集（案）の内容について説明し，質疑応答。
今年度の取組である地区活動事例集の作成において，各地区での意見を取りまとめた事例集（案）を提示し，承認されました。決定した事例集については（案）を取り，完成品を4月の区長説明会時に各地区へ配布することといたしました。

【質疑・意見】

委 員：これまで公園美化活動はポイントを付与されていなかったのか。
事 務 局：既にポイントの付与は開始されています。担当は施設管理課になります。
委 員：こういう事例集がもっと多くあればいいなと思う。いいものができたと思う。

（2）地区活動支援報告について

地区活動支援報告について，以下の内容を事務局より説明いたしました。

- ・今年度の行政委員連絡協議会及び区長会の開催状況
- ・次年度の区長会長選出予定地区についての確認
- ・次年度の地区活動へのポイント付与に関するスケジュール

4 その他

＜協議会の公開について＞

会議の結果はホームページで公開することとなり、会議録の概要を掲載します。

【質疑・意見】

委員：区長活動報告の提出期限が3月15日となっているが、以前郵送で送付された資料には、2月16日が期限となっていた。また別の書類なのか。

事務局：3月15日が提出期限となっているものは、年間の区長活動の報告書になります。2月16日が期限の書類は、次年度の区長予定者の報告、回覧部数や班の体制を報告いただくものですので区長活動報告とは別のものになります。

委員：区長活動の中で、行政協力員としての職務と区長（町内会長等）としての職務の違いがわからない。

事務局：区長説明会や区長会など市から依頼があった会議等は行政協力員としての職務、それ以外の地区で行われる役員会等は、区長（町内会長等）としての職務になります。

5 閉会

— 午後7時02分終了 —